

令和4年度カモ等によるレンコン被害軽減のための技術実証業務委託仕様書

1 業務の目的

本県では、霞ヶ浦周辺におけるカモ等によるレンコン被害が大きく、被害金額は約3億円と、本県の鳥獣被害金額全体の3分の2を占めている。

レンコン被害防止対策には、現在、主に防鳥網が使用されているが、設置及び維持管理に係る農業者負担や、野鳥の羅網問題があることから、現対策の他に、設置・撤去が容易かつ低コストで効果的な被害防止対策が求められている。

このような中、カモの飛来を自動で識別して光線を照射する追い払い機器が開発されており、新たな被害防止対策として実用化が期待されることから、特に被害が多い霞ヶ浦周辺現地で実証試験を行い、レンコン被害軽減技術を確立する。

2 業務の内容

事業目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で技術実証業務を実施すること。

なお、上記の目的達成のために必要な業務を追加することは、妨げない。

(1) 実証場所

霞ヶ浦周辺（土浦市等）のレンコン田

(2) 実証技術の内容

- ① カモ等のレンコン田への飛来を感知し追い払いを行う機器を使用し、レンコン被害防止効果の確認を行う。
- ② 被害状況等が異なる複数ほ場にて、カモ飛来期（秋から冬まで）を通しての効果検証を行う。
- ③ 現地の被害状況に応じ時期・場所を変えて被害防止対策を行うことを想定し、機器の設置・撤去が容易であるよう可搬性の確認を行う。
- ④ レンコン田におけるカモ等による被害に対する費用対効果の確認を行う。

3 委託費に含む経費

- ・ 現地実証に係る研究員等の賃金・旅費
- ・ 実証にかかる資材費
- ・ 実証業務に関連する事務用品
- ・ 報告書等作成にあたっての印刷・製本費

4 契約期間

契約締結の日から令和5年3月15日（水）まで

5 納品物

報告書 紙2部

電子媒体（報告書のデータを収めたDVD 1式）

提出期限：令和5年3月15日（水）

提出場所：茨城県農林水産部農地局農村計画課

6 その他

- ・ 受託者は、本仕様に疑義が生じたとき、本仕様により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当者と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ・ 受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切を処理するものとする。
- ・ 成果物について、著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利は、成果物の引き渡しと同時に県に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- ・ 技術実証の成果について、報告会の開催等により分かりやすく県民に説明するように努めること。さらに、県による県民理解の促進に関する取組に積極的に協力し、委託事業による成果が農作物の被害軽減をはじめ県民に還元されるよう努めること。